

株式会社24時間通信

〒003-0826 札幌市白石区菊水元町6条3丁目6-46
TEL 011-871-2455 FAX 011-871-2444

25年
5月号

あなたもわずか30秒で情報通! 活用法いろいろ コミュニケーションパーパー



自転車事故「青切符」反則金と 自転車事故例

警察庁は自転車の交通違反に対して、車やオートバイと同様に反則金の納付を通告するいわゆる「青切符」による取締りを来年4月1日から行う方針を固めました。警察庁は反則金の額についてはパブリックコメントを実施したうえで、政令を改正することにしています。表は警察庁がまとめた主な自転車の交通違反に対する反則金の額の案です。

自転車の交通違反に対する反則金の額(案)	反則金(単位:円)
携帯電話を使用しながら自転車を運転する、いわゆる「ながら運転」	12,000
傘を差したり、イヤホンをつけて音楽を聴いたりしながら運転するなど、都道府県の公安委員会で定められた順守事項に違反する行為	5,000
無灯火	5,000
2人乗り	3,000
一時不停止	5,000
逆走や歩道通行などの通行区分違反	6,000
並んで走行する並進禁止違反	3,000
信号無視	6,000
ブレーキが利かないなど、制動装置の不良	5,000
遮断機が下りている踏切に立ち入る	7,000



■自転車のイヤホン・スマホ運転の事故例

自転車運転中のスマートフォン操作やイヤホン使用は、周囲の音や状況に対する注意力を著しく低下させ、重大な事故を引き起こす可能性があります。道路交通法により、これらの行為は「安全運転義務違反」として罰則の対象となり、事故を起こした場合は刑事責任や高額な損害賠償が科されることがあります。

①歩行者への追突事故

歩行中の女性が、スマートフォンを操作しながら走行していた自転車に追突され、転倒してむち打ち症(頸椎・腰椎捻挫)を負いました。加害者の過失は100%とされました。

②自転車同士の正面衝突事故

歩道上で、スマートフォンを操作しながら走行していた自転車と、対向から来た自転車が正面衝突しました。スマホ操作が原因で前方不注意となり事故が発生しました。

③高齢者との接触事故

通勤中、イヤホンで音楽を聴きながら自転車を運転していた男性が、交差点で自動車と接触。その際、急ハンドルを切った自動車が歩行中の女性をはね、女性は意識不明の重体となりました。男性は重過失致傷の容疑で書類送検されました。

④高齢者を死亡させた事故

大学生がイヤホンで音楽を聴きながら自転車を運転中、路面の凹凸に気を取られ、横断歩道を渡っていた高齢者をはねて死亡させました。この事故で、大学生には禁錮2年6ヶ月の有罪判決が言い渡されました。



■夜間無灯火での自転車の事故例

無灯火での自転車運転は周囲からの視認性が低下し、重大な事故を引き起こす可能性があります。特に夜間や早朝の時間帯は、ライトを点灯することで自分の存在を周囲に知らせることが重要です。自転車に乗る際は、必ずライトを点灯し、安全運転を心がけましょう。

①無灯火の自転車同士が正面衝突

2014年9月15日午後6時ごろ、北海道旭川市内の道道で、無灯火状態で走行していた2台の自転車が正面衝突する事故が発生しました。この事故で、79歳の女性が頭部を強打し死亡、もう一方の16歳の男子高校生も骨折などの重傷を負いました。

②無灯火の自転車が歩行者に追突

2013年12月14日午後7時20分ごろ、兵庫県姫路市内の市道で、無灯火状態で走行していた15歳の男子中学生が乗る自転車が、歩道を歩いていた72歳の男性に正面から衝突しました。男性は頭部を強打し意識不明の重体となり、自転車に乗っていた中学生も軽傷を負いました。

③無灯火の自転車が高齢女性に追突

2016年2月27日午前5時ごろ、埼玉県草加市内の市道で、無灯火状態で走行していた67歳の女性が乗る自転車が、歩道を歩いていた97歳の女性に後ろから衝突しました。被害者の女性は頭部を強打し、意識不明の重体となりました。

④無灯火の自転車が歩行者に追突し死亡事故

2019年6月16日午後8時ごろ、熊本市で、無灯火状態で走行していた高校生が乗る自転車が、散歩中の70代男性に追突しました。男性は後頭部を強く打ち、翌日に亡くなりました。



■傘さし運転での自転車の事故例

視界不良と片手運転：傘を差すことで視界が遮られ、片手運転となるため、操作性が低下し、事故のリスクが高まります。傘差し運転は道路交通法で禁止されており、違反すると罰則の対象となります。事故の際の過失割合は、傘差し運転が過失として考慮され、通常よりも過失割合が5%から10%程度高くなることがあります。

①高校生が傘差し運転中に高齢歩行者と衝突

高校生のA君が、雨の中を歩道と車道の区別がない道を傘差し運転で帰宅中、前方を歩いていた83歳の男性に気づかず衝突し転倒させて頭を強打し、重度の後遺障害が残りました。事故の原因は、A君の傘差し運転と前方不注意でした。

②傘差し無灯火の自転車が高齢歩行者に衝突し、重傷を負わせた事故

80代の女性が歩行中、傘を差し無灯火で自転車を運転していた未成年に衝突され、第12胸椎圧迫骨折の怪我を負い入院。後遺障害等級第8級が認められ、約890万円での示談解決となりました。

③傘差し自転車同士が見通しの悪い交差点で衝突

見通しの悪い交差点で、傘を差した自転車同士が衝突。裁判所は、過失割合を40対60と判断しました。

④傘差し自転車と自動車の出会い頭衝突事故

傘を差して自転車に乗っていた64歳の女性と、83歳の男性が運転する自動車が交差点で出会い頭に衝突。裁判所は、自転車側に15%の過失を認めました。



■自転車事故で一時停止違反の事故例

自転車の一時停止違反による事故は、重大な事故につながる可能性があり、過失割合や損害賠償に大きな影響を与えます。安全運転を心がけ、交通ルールを遵守することが重要です。以下に具体的な事故例をいくつか紹介します。

①自転車同士の出会い頭衝突

信号機のない交差点で、一時停止規制のある道路を走行していた自転車が停止せずに交差点に入し、優先道路を直進していた別の自転車と衝突した事故です。裁判所は、一時停止違反をした

自転車の過失を70%、もう一方を30%と認定しました。

②自転車と自動車の衝突(過失割合85:15)

一時停止規制のある交差点で、自転車が停止せずに進入し、直進してきた自動車と衝突した事故です。裁判所は、自転車の過失を85%、自動車の過失を15%と認定しました。

③15歳の自転車利用者が重傷

15歳の男性が自転車で交差点に進入した際、直進してきた自動車と衝突し、脳挫傷などの重傷を負いました。後遺障害等級2級1号が認定され、1億1,900万円の損害賠償が支払われました。

④自転車と自動車の出会い頭事故

信号機のない交差点で、自転車側に一時停止規制があるにもかかわらず停止せずに進入し、直進してきた自動車と衝突した事故です。基本的な過失割合は、自転車40%、自動車60%とされています。



■自転車の二人乗りは禁止の事故例

自転車の二人乗りは道路交通法で原則禁止されており、重大な事故を引き起こすリスクが高く、法的責任や高額な損害賠償が発生する可能性があります。安全のためにも、自転車の二人乗りは絶対に避けましょう。

①交差点での正面衝突

二人乗りの自転車が信号機のない交差点に進入し、正面から進行してきた70歳の男性が乗る自転車と衝突。被害者は植物状態となり、事故の1年4か月後に死亡しました。裁判では、加害者に対して約3,730万円の損害賠償が命じられました。

②荷台からの転落による重過失傷害

自転車の荷台に座って二人乗りをしていた26歳の女性が走行中に落下し、意識不明の重体となりました。自転車を運転していた38歳の男性は、重過失傷害の疑いで書類送検されました。

③二人乗り中の車道走行での衝突

無灯火で二人乗りをしていた自転車が、車道上で、時速約20kmで走行する別の自転車と正面衝突。裁判では、無灯火や二人乗りが過失を重くする要因とされ、過失割合は加害者側60%、被害者側40%と判断されました。

④二人乗り自転車とバイクの衝突

下り坂で二人乗りをしていた自転車が交差点に進入し、直進してきたバイクと衝突。裁判では、自転車側の過失が80%、バイク側が20%と認定されました。